

## 利用約款

事業所名	グループホームせいひ
事業所番号	4271101372
事業種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

### (約款の目的)

第1条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護グループホームせいひ (以下「当事業所」という。) は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者 (以下単に「利用者」という。) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人または支払誓約者は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が (利用同意書及び誓約書を当事業所に提出したのち、2025年8月1日以降から効力を有します。ただし、利用者の身元引受人、支払誓約者、ならびに連帯保証人に変更があった場合は、新たに利用同意書及び誓約書により、それぞれの同意を得ることとします。

### (身元引受人)

第3条 利用者は、利用者と共に本約款等における契約履行に対し責任を負う者として、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者 (民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。) であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- ③ 居住地から当事業所まで、原則3時間以内で移動可能であること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
  - ② 入居利用の解除若しくは終了の場合、当事業所と連携して利用者の状態にあつた適切な受け入れ先を確保すること。
  - ③ 入居利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、または利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。ただし、遺体の引取について、身

元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

- ④ 利用者への面会、利用者の外出ならびに外泊の予約は身元引受人が行うものとし、その実施により生じた事故等に責任を負うこと。
  - ⑤ 当事業所の協力医療機関以外の医療機関へ、利用者の希望により受診する場合は、身元引受人の責任において行うこと。
  - ⑥ 当事業所からの連絡に対しては、原則として常時対応できるようすること。
- 4 医師等の意見により当事業所が利用者に意思能力を欠く状態と判断した場合、利用者の等施設に対する同意権の行使（不行使）及び利用者のためにすべき事務手続きについて、身元引受人が、利用者の包括的な代理権を有するものとします。
- 5 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることがあります。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。
- 6 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### （支払誓約者（連帯債務者））

第4条 利用者は、第3条第2項に定める債務を利用者と連帯して支払う責任について、身元引受人の責とせず、次の各号の要件を満たす支払誓約者（連帯債務者）を立てることができます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
  - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 支払誓約者は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 支払誓約者が第1項各号の要件を満たさない場合、または当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその支払誓約者に代わる新たな支払誓約者を立てることを求めることがあります。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。

#### （連帯保証人）

第5条 利用者は、利用者及び身元引受人が本約款上生じた債務を履行できない場合にその履行義務を利用者と同様に負う者として、次の各号の要件を満たす連帯保証人を立

てます。ただし、利用者が連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 利用者と別に生計を営む成年者であること。ただし、利用者の配偶者を除きます。
  - ② 行為能力者であること。
  - ③ 弁済をする資力を有すること。
- 2 連帯保証人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその連帯保証人に代わる新たな連帯保証人を立てることを求めるることができます。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、当事業所は連帯保証人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### (利用者からの解除)

第6条 利用者は、当事業所に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入居利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

#### (当事業所からの解除)

第7条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立（非該当）と認定された場合
- ② 利用者が介護保険事業所に入所、または医療機関に入院した場合。（ただし最終利用日以後2か月以内に利用を再開する場合にあっては、利用は継続しているものとみなすことができる。）または、2か月以上にわたって利用がない場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人（第4条により支払誓約者を立てている場合は支払誓約者。以下「身元引受人（または支払誓約者）」とする。）が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、利用者及び身元引受人（または支払誓約者）ならびに連帯保証人に対し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

- ⑤ 利用者が、事業者、事業者の使用する者又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第5項、第4条第3項、第5条第3項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人、支払誓約者、または連帯保証人（以下「身元引受人等」という。）を立てる求めたにもかかわらず、新たな身元引受人等を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、事業所・設備の故障その他やむを得ない理由により、サービスの提供を行うことができない場合
- ⑧ 利用者が死亡した場合

#### （利用料金）

- 第8条 利用者及び身元引受人（または支払誓約者）は、連帶して、当事業所に対し、本約款に基づく（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当事業所は、身元引受人（または支払誓約者）に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人（または支払誓約者）は、連帶して、当事業所に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。
  - 3 当事業所は、利用者または身元引受人（または支払誓約者）から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたとき、施設窓口で支払いを受けたときはその支払者に対して、その他口座振替等により支払いを受けたときは、利用者または身元引受人（または支払誓約者）に対して、領収書を所定の方法により交付します。
  - 4 当事業所は、入居時に保証金を預かる場合は利用者または身元引受人（または支払誓約者）より同意を得たうえで、入居時に保証金として、極度額50万円を限度にお預かりし、万一、利用料金のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

#### （記録）

- 第9条 当事業所は、利用者の（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
  - 3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反

に対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体の拘束等)

第10条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人等、ならびにこれらの親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

第12条 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。

- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者の身元引受人に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の身元引受人及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### (要望または苦情等の申出)

第14条 利用者、ならびに身元引受人等は、当事業所の提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスに対しての要望または苦情等について、担当生活相談員に申し出ることができ、または、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

#### (賠償責任)

第15条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人（または支払誓約者）は、連帶して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

#### (利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

#### (裁判管轄)

第17条 利用者、身元引受人、支払誓約者及び連帯保証人と当事業所は、本約款に基づくサービス提供に関してやむを得ず訴訟となる場合、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

<別紙1>  
サービスを提供する事業所について

(2025年8月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	グループホームせいひ
事業所の種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
開設年月日	2001年7月1日
所在地	〒851-3406 長崎県西海市西彼町鳥加郷 2201 番地2
電話番号 (FAX)	0959-28-1100 (0959-28-1028)
管理者名	施設長 川添隆幸
介護保険指定番号	4271101372

(2) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護) の目的と運営方針

事業の目的	利用者が、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員数	勤務体制	業務内容
管理者	1名	A/B/C/D	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	1名以上	A/B/C/D	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携事業所、病院等との連絡・調整を行います。
介護職員	12名以上	A/B/C/D	利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

[C]早出 (7:00-16:00) [A]日勤 (8:30-17:30) [D]遅出 (12:00-21:00) [B]夜勤 (16:00-10:00)

(4) 入居定員等

入居定員	18名 (1ユニットあたり9名)
建物概要	鉄骨造2階建ての1階部分 (延床面積 575.45 m <sup>2</sup> )
居室	全個室 (8.08 m <sup>2</sup> ) 各室に収納付

## 2. サービス内容

- ① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成
- ② 食事の提供
  - 朝食 7時40分～、昼食 12時00分～、夕食 18時00分～
- ③ 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- ④ 日常生活上の世話
- ⑤ 日常生活の中での機能訓練
- ⑥ 相談及び援助
- ⑦ 理美容サービス (原則月 1回実施します。)
- ⑧ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 緊急時等における対応方法等

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。

## 4. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村及び家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 5. 秘密保持

当事業所の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。

## 6. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、原則として採用後の1か月以内、またその後隨時に研修の機会を確保いたしております。

## 7. 協力医療機関等

- 当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。
- 当事業所と下記の協力医療機関は、利用者の病歴等の情報を共有するため、定期的に会議を開催します。

連携施設	元亀の里 西海市西彼町鳥加郷 2201 番地 2 ( 0959-28-1100 )
協力医療機関	せいひ中央クリニック 西海市西彼町鳥加郷 2201 番地 2 ( 0959-28-1100 )
	大石共立病院 長崎市琴海村松町 246 番地 ( 095-884-1111 )
協力歯科医療機関	西彼歯科診療所 西海市西彼町上岳郷 377 番地 1 ( 0959-27-0183 )

### ◆ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、身元引受人へ速やかに連絡します。

## 8. グループホーム利用に当たっての留意事項

- 面会は、原則として、身元引受人による予約制により、午前 10 時から午後 4 時までとなります。面会時は、検温等の健康確認、ならびに面会票の記入にご協力ください。なお、感染症の発生動向などにより面会を制限する場合がありますので、ご理解ください。
- 外出・外泊は、食事の手配などの都合上、3 日前までにお申し出いただきますようお願いします必ず。（食事のキャンセルは3 日前を期限とし、以後お申し出の場合は通常に食事代を請求します。）
- 飲食物の大量の持ち込みに関しては、利用者の健康管理・衛生管理上、原則としてお断りしております。
- 敷地内はすべて禁煙です。建物の内外を問わず、駐車場や駐車中の車内も禁煙であり、加熱式たばこ等についてもご遠慮ください。（健康増進法の規定による。）
- 火気の取り扱いについては、防火管理上使用を禁止します。
- 設備及び備品の使用については、使用法に従って使用してください。故意または重大な過失を伴う設備の汚損・毀損があった場合、原状回復のための費用をご負担いただきます。
- 金銭及び物品の管理については、自己管理を基本とし、多額の金銭及び貴重品は事業所に持ち込まないでください。紛失等につき事業所では責任を負いかねます。
- ペットの持ち込みは、衛生管理上お断りします。
- 当事業所では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしたくないという趣旨から、謝礼、贈り物等につきましては固くお断りしております。

## 9. 非常災害対策

- 施設は、建築基準法、消防法、ならびにその他法令に適合する建築物であり、常に点検整備を行っております。
- 施設では、非常災害対策に対する具体的な計画（消防、風水害ならびに地震等）及び自然災害に係る業務継続計画を作成し、これに基づき、計画的な研修及び訓練を含め、様々な対策を実行しております。

## 10. 第三者評価の実施状況

- 定期的に受審し、その内容を事業所内に掲示しています。

## 11. 禁止事項

- 当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- 職員に対し、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げる、唾を吐く等）、精神的暴力（暴言、嫌がらせ、誹謗中傷等）、セクシャルハラスメント（胸をさわる、卑猥な行動や言動等）などの著しい迷惑行為があり、事業所のお願いで改善が見込めない場合や事業所がサービスの提供が出来ないと、事業所が判断した場合は、サービスの中止もしくは契約の解除を行い、保険者へ状況を報告します。

## 12. 要望相談及び苦情について

相談及び苦情の受付、ならびにその対応については、【別紙】のとおり体制を整備しております。

なお、利用に係る一般的なことについては、お気軽にご相談ください

<別紙2>

サービスの内容及び費用について

(2025年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、認知症の高齢者に入浴や排泄、食事などの介護、機能訓練、健康管理、その他の日常生活上のお世話を行います。

3. 利用料金

利用料金は、以下に示す、(1)および(2)の保険給付の自己負担額（厚生労働大臣の定める基準による。）、ならびに(3)のその他の料金の合計額を、(4)の支払い方法によりお納めください。

(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費

介護度	全額	1割負担	2割負担	3割負担	単位
要支援2	7,490	749	1,498	2,247	円/日
要介護1	7,530	753	1,506	2,259	円/日
要介護2	7,880	788	1,576	2,364	円/日
要介護3	8,120	812	1,624	2,436	円/日
要介護4	8,280	828	1,656	2,484	円/日
要介護5	8,450	845	1,690	2,535	円/日

【体制加算等（該当する場合）】

加算名	全額	1割負担	2割負担	3割負担	単位
(介護予防) サービス提供体制加算Ⅱ	180	18	36	54	円/日
初期加算 (入居後30日間)	300	30	60	90	円/日
協力医療機関連携加算	1,000	100	200	300	円/月
医療連携体制加算Ⅰ	470	47	94	141	円/日
高齢者事業所等感染対策向上加算Ⅰ	100	10	20	30	円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100	10	20	30	円/月

(2) 各種加算（実施した場合）

加算名	全額	1割負担	2割負担	3割負担	単位
若年性認知症受入加算	1,200	120	240	360	円/日
入院時費用	2,460	246	492	738	円/日
看取り介護加算1	720	72	144	216	円/日
看取り介護加算2	1,440	144	288	432	円/日
看取り介護加算3	6,800	680	1,360	2,040	円/日
看取り介護加算4	12,800	1,280	2,560	3,840	円/日
退居時情報提供加算	2,500	250	500	750	円/回
退居時相談援助加算	4,000	400	800	1,200	円/回
生活機能向上連携加算II	2,000	200	400	600	円/月
栄養管理体制加算	300	30	60	90	円/月
口腔衛生管理体制加算	300	30	60	90	円/月
口腔栄養スクリーニング加算	200	20	40	60	円/月
新興感染症等施設療養費	2,400	240	480	720	円/日
科学的介護推進体制加算	400	40	80	120	円/月

- \* 介護職員等処遇改善加算Iとして介護サービス費及び実施した加算の合計の18.6%に相当する額が加算されます。
- \* 保険給付の自己負担額については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて「1割負担」、「2割負担」または「3割負担」となります

(3) その他の料金 (\*がつく項目は消費税課税項目です。)

- ① 食材料費 日額1,000円
  - ② 居住費 日額1,050円
  - ③ 理美容代（カット） 1回1,320円
  - ④ 光熱水費\* 日額330円（税込）
  - ⑤ 電化製品持込料
    - A) テレビ、電気あんか等\* 日額33円（税込）
    - B) ラジオ、電気シェーバー等\* 日額11円（税込）
  - ⑥ おむつ代 実費
  - ⑦ その他（予防接種料\*、文書料\*、献立外の特別食\*など） 実費
- (4) 支払い方法

- 利用料金は、毎月 5 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 15 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。領収書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- お支払い方法は、以下のいずれかの方法があります。なお、支払いに係る手数料は各自ご負担ください。
  - 口座振替： 事前に、所定金融機関（十八親和銀行又はゆうちょ銀行）への手続きが必要です。口座番号等のわかるものと通帳印をお持ちいただき、窓口でお申し込みください。手続き後は、請求月の 15 日（土日祭日にあたる場合はその翌日）に請求金額が口座から振り替えられます。
  - 銀行振込： 利用料請求明細書に記載に口座へお振込みください。
  - 現金またはクレジットカード： シニアヴィレッジせいひ（長崎県西海市西彼町鳥加郷 2201-2）の窓口へ現金もしくはクレジットカード（取り扱いのないクレジットカードもあります。ご了承ください。）をお持ちください。なお、窓口での取り扱いは、毎月 5～15 日の午前 9 時から午後 4 時までです。これ以外の期間は、銀行振込でお支払いくださいますようお願いいたします。

<別紙3>  
個人情報の利用目的

(2025年8月1日現在)

グループホームせいひでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

**【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】**

[（介護予防）認知症対応型共同生活介護内部での利用目的]

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - ◇ 入退所等の管理
  - ◇ 会計・経理
  - ◇ 事故等の報告
  - ◇ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ◇ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ◇ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ◇ 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ◇ 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
  - ◇ 保険事務の委託
  - ◇ 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ◇ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

**【上記以外の利用目的】**

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

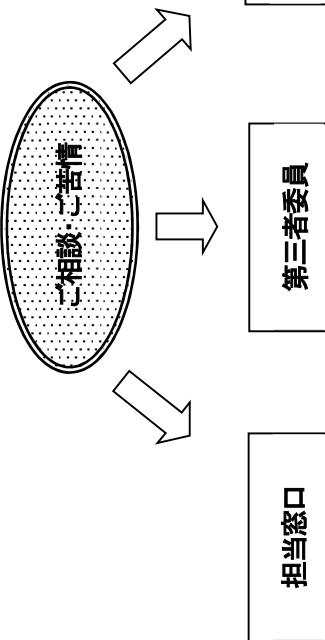
- 当事業所の管理運営業務のうち
  - ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ◇ 当事業所において行われる学生の実習への協力
  - ◇ 当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

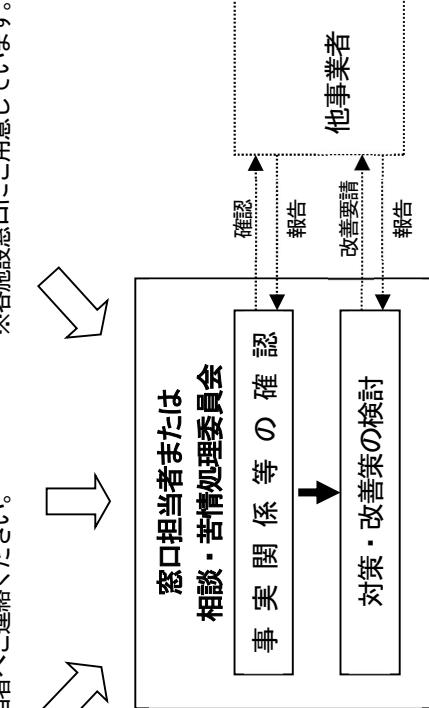
- 当事業所の管理運営業務のうち
  - ◇ 外部監査機関への情報提供

## ご相談・ご苦情について

社会福祉法人せいいひ会では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・ご苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記のとおり整えております。下記の窓口または意見箱をご利用いただき、何なりとお申し付けください。



※別表の担当者へご連絡ください。



なお、下記公共機関窓口でも相談・苦情を受付けています。

● 西海市保健福祉部長寿介護課	☎ (0959)37-0024
● 長崎市高齢者すこやか支援課	☎ (095)829-1146
● 長崎県国民保険連合会	☎ (095)826-1599

各市町村の介護保険担当窓口でも受付けています。